

裁 決

審査請求人

処分庁

審査請求人が平成25年6月22日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

が、審査請求人に対して行い、平成25年6月7日付けで通知した保護停止決定を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 本件審査請求の趣旨は、（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定により行った保護停止決定（平成25年6月7日付け）（以下「本件通知書」という。）で通知。以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 本件審査請求の理由は、本件処分が違法又は不当というものである。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 処分庁は、開始年月日を平成6年6月1日として、請求人に対する法に基づく保護を開始したこと。
- (2) 処分庁は、法第29条の規定により平成25年5月に行った預貯金調査の結果、請求人が、に合計1,881,411円、に合計1,000,000円、総額2,881,411円の預貯金（以下「本件預貯金」という。）を有している事実を把握したこと。
- (3) 処分庁は、本件預貯金の明細を調査した結果、保護費のほか、本件預貯金を蓄えるに至る収入があったとは判断できず、保護費の一部を貯蓄してきたものとみなした上、本件預貯金を収入認定し、当該収入が、請求人の最低生活費（月額125,514円）の6か月分を超えると判断したことから、請求人が本件預貯金を保有していることを理由とし、停

止する保護の期間を平成25年5月1日から当分の間として、本件処分を行い、本件通知書で請求人に通知したこと。

(4) 請求人は、平成25年6月22日付けで、本件審査請求を提起したこと。

2 判断

(1) 法の仕組み

ア 保護の停止について

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない（法第8条）。

したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他のあらゆるもの」及び法第8条にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含む。

そして、被保護者が、最低限度の生活需要を満たすのに十分な資産を有していることが判明するなど、保護を必要としなくなったときは、保護の実施機関は、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）。

イ 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等について

地方自治法（昭22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3の18は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱いについて次のとおり定めている。

(ア) 保護受給中に、何らかの事情により、預貯金等を保有していることが発見された場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものでないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に

伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(イ) また、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

(2) 判断

これを本件処分についてみるに、前記認定事実(3)のとおり、本件預貯金は、保護費以外の未申告の収入等の不正な手段により蓄えられたものとは認められず、保護費の一部を貯蓄したものと認められる。

そして、前記認定事実その他関係資料に鑑みても、処分庁が請求人から本件預貯金の使用目的を聴取した事実は認められないところ、本件預貯金が、前記認定事実(1)の保護開始時から保有されていたものと認めるに足る事情は見当たらず、また、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反するものであることを認めるに足る事情も見当たらない。

そうすると、本件預貯金は、前記(1)イの課長通知に照らし、活用すべき資産に当たらず保有が容認されるものと認められる可能性があるにもかかわらず、請求人から本件預貯金の使用目的を聴取することなく、本件預貯金の全額を収入認定して行われた本件処分は、処理基準たる上記課長通知に反しており、処分庁の合理的裁量の範囲内とは認められないといわざるを得ない。

以上によれば、請求人が本件預貯金を保有していることにより、直ちに保護を必要としなくなったとは認められないから、この点において本件処分は違法であって、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項を適用し、主文のとおり裁決する。

平成25年11月 5日

千葉県知事

鈴木 栄 治

